

令和2年(2020年)4月4日

保護者様

聖光高等学校
校長 廣川 晋

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開について

この度、令和2年3月24日付の文部科学省の通知を受け、新年度の令和2年4月4日より学校を再開することといたしました。

つきましては、学校では下記の点に留意し十分な警戒を行い感染症対策に万全を期してまいります。保護者の皆様におかれましても、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 生徒の健康管理等の対応

(1) 家庭での毎朝の検温及び風邪症状の確認

・登校前、ご家庭で検温と風邪症状の確認を行ってください。

(2) 発熱(37.5度以上)や風邪の症状が見られる場合、自宅で休養することの徹底

・欠席の場合、学校への連絡をお願いします。

・学校で発熱(37.5度以上)や風邪の症状が確認された場合、早退として対応をします。

お願い・・・早退の連絡があった場合、可能な限りお迎えをお願いします。

・欠席後一週間様子を見ていただき、次の登校についてご判断ください。

(3) 手洗いや咳エチケットの徹底

・できる限りマスクの着用をお願いします。(布マスク、手づくりマスクも可)

(4) 免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事の推奨

(5) 生徒の心理的な状況の把握と心のケア

(6) 感染者や感染の疑いのある本人家族に対する偏見や差別につながるような行為への指導の徹底

2 学校での集団感染のリスクへの対応

「3つの条件が同時に重なる場(3つの密)」を避ける

①(密閉)換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底

②(密室)多くの人が手に届く距離に集まらないための配慮

③(密接)近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

・①について・・・教室等のこまめな換気を実施します。

・②③について・・・可能な限りでのマスク着用など咳エチケットを勧めます。

3 ご家庭での感染防止のお願い

(1) 手洗い・うがい等の徹底

(2) 集団感染リスクの3つの条件に該当する場所に行かない

(3) 感染拡大地域への移動を控える

4 臨時休業の必要性について

学校において、生徒または教職員の感染が判明した場合、臨時休業の必要性について関係機関と検討します。